

大通交流拠点まちづくりガイドライン

2007.03

大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会

はじめに

大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会（以下、「検討会」という。）は、「都心まちづくり計画」（平成14年6月）に基づき、札幌都心部で最も重要な拠点である「大通交流拠点」を事業主体間の連携を図りながら、都心の中心的な拠点として再生させることを目指し、各事業者が整備を進める上での基本的な枠組みとなるガイドラインを検討及び作成することを目的として設置されました。

検討会は、下記の会員とオブザーバーによって構成することとしました。

本まちづくりガイドラインの対象範囲は、右図に示す会員企業が本地区で所有する土地の区域及び地下鉄南北線大通駅の区域としました。

検討会は平成18年6月から平成19年3月にかけて下記の通り計6回開催し、本まちづくりガイドラインの検討、とりまとめを行いました。

第1回検討会：平成18年6月1日（木）

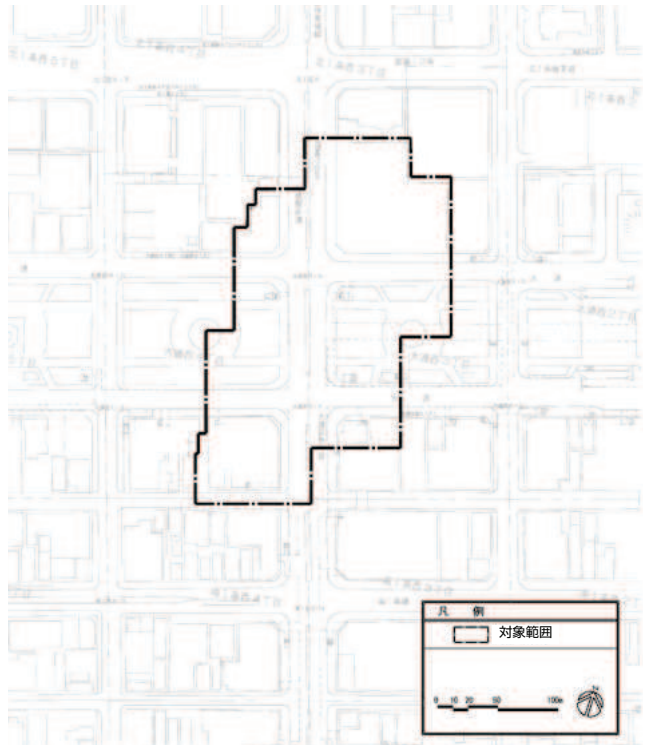
第2回検討会：平成18年7月4日（火）

第3回検討会：平成18年8月4日（金）

第4回検討会：平成18年9月15日（金）

第5回検討会：平成18年11月7日（火）

第6回検討会：平成19年3月14日（水）



対象範囲図

大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会の構成

会員

株式会社秋田銀行

石屋製菓株式会社

平和不動産株式会社

株式会社北洋銀行

明治安田生命保険相互会社

札幌市交通局

札幌市

コンサルタント

(株) 石塚計画デザイン事務所

オブザーバー

株式会社札幌都市開発公社

事務局

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室

大通交流拠点まちづくりガイドライン 目次

まちづくりの目標と方針	01
まちづくりの目標	02
まちづくりの方針	04
まちづくりガイドライン	05
方針1 都市の中心を表現する広場空間をつくる	06
方針2 都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする	10
方針3 多様な活動を可能にする機能を集積する	14
方針4 魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	15
方針5 駅前通を連続的ににぎわいを感じられる街並みとする	16
方針6 駅前通の街並みに統一性、連続性をもたせ軸性を高める	18
方針7 大通公園の環境を守る	21
方針8 沿道と大通公園の結びつきを強める	24
参考資料	26
札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区 都市景観形成基準	26
大通地区都市景観形成地区 都市景観形成基準	27

まちづくりの目標と方針

まちづくりの目標

都心の中心として人々の意識の中に印象づけられる特徴的な場とする

札幌の都心部の特徴は、計画的につくられた碁盤目状の街路を基盤に街が形成されてきたことにあります。創成川、大通公園、札幌駅前通、北三条通は、都市形成の当初から札幌の骨格軸として位置づけられ、均質な街割りの中に特徴ある表情の街並みをつくってきました。都市の魅力の一つは、巡り歩ける印象的なスポットが点在していることにあります。札幌の都心部においては、それらの魅力スポットが大通公園、札幌駅前通などの骨格軸によってネットワークされ、街の魅力を高めています。大通交流拠点、主要な骨格軸の要で、魅力スポットのネットワークの中心に位置していることから、人々の意識の中に印象づけられる象徴的な空間としていきます。

一方、機能面から見ると都心商業地は札幌駅周辺と大通からすすきのの間に二極化しており、札幌駅周辺の力が相対的に強まりつつあります。両者が共存して行くためには都心内における人の回遊性を高めて行く必要があります。そのために、大通交流拠点は地下鉄「大通駅」が位置し多くの人にとって都心での活動の基点となる場としての立地を活かし、札幌の都市文化を高め、都心の魅力を享受することのできる機能を確保して行きます。

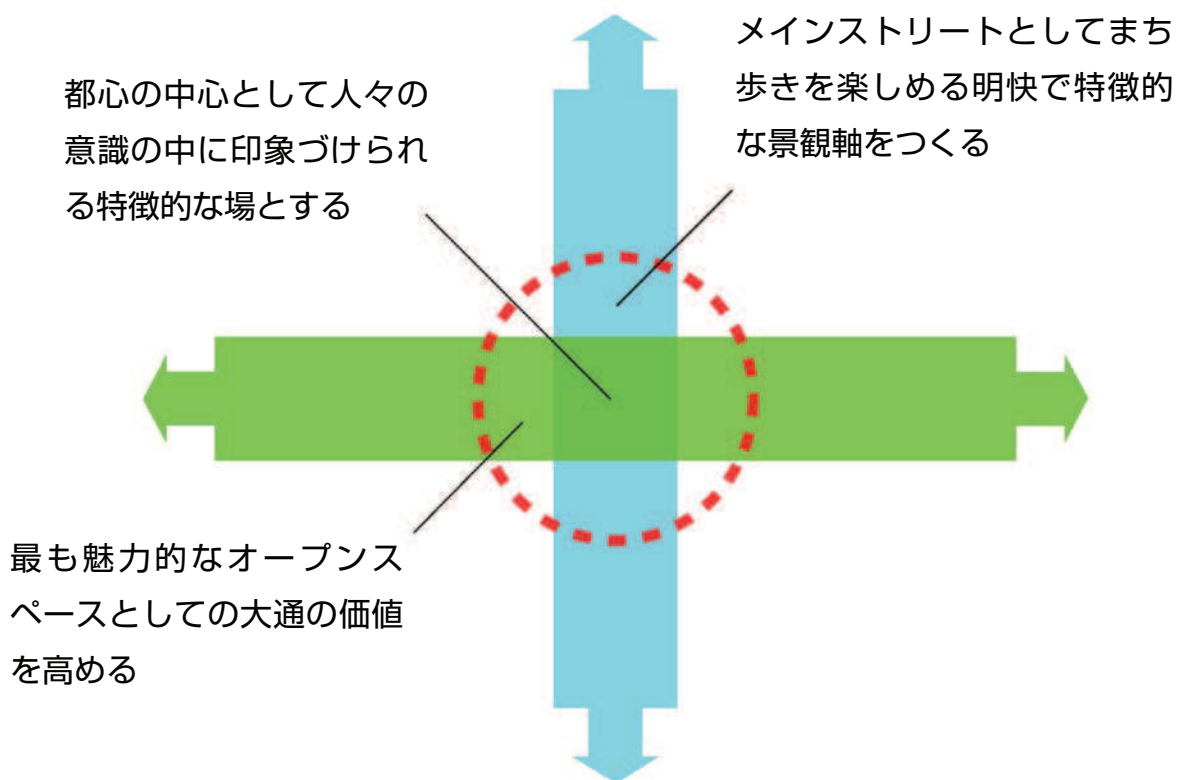


メインストリートとしてまち歩きを楽しめる明快で特徴的な景観軸をつくる

札幌駅前通は、札幌のメインストリートとして南北に直線的にのびる特徴的な景観軸をつくっています。大通交流拠点として、駅前通の景観的特徴と軸性に配慮し全体としての統一性を保ちつつ、人々が都心全体を回遊して豊かな時間を過ごせるように、様々な出来事との出会いや人と人との交流が生まれる場としていきます。

最も魅力的なオープンスペースとしての大通の価値を高める

大通は、札幌都心部において最も魅力的で個性的なオープンスペースとなっています。大通交流拠点として大通公園の環境に配慮するとともに、大通の資源を最大限に活かし、人々の多様な交流を支援するなど都心部の象徴的空間となる「サッポロ広場」の形成を目指します。また、大通に面する沿道においては、公園を庭に見立てて、その魅力を享受しながら多くの人が豊かな時間を過ごせる場や機会を確保します。



まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現するため、本地区内におけるまちづくりのルールを設定していく項目を、次のとおり「まちづくりの方針」として整理しました。

方針			対象	
			地上	地下
方針1	都市の中心を表現する広場空間をつくる	1-1 地下鉄大通駅を中心に周辺建物地下部と一体となる広場空間をつくる		●
		1-2 地上・地下の一体性を表現するシンボリックな広場空間をつくる	●	●
		1-3 広場空間で多様なアクティビティが可能になる仕組みをつくる		●
方針2	都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする	2-1 歩行者が滞留できる空間や辻の空間を楽しめる場を設ける	●	●
		2-2 建物の外観や空間の演出により質の高いデザインの印象的な街角をつくる	●	
		2-3 季節の変化に応じて通りの一体性をつくるための演出をおこなう	●	
方針3	多様な活動を可能にする機能を集積する	3-1 豊かな時間を過ごすことのできるよう滞留や交流機能を導入する	●	●
		3-2 ふさわしくない機能を抑制する	●	●
方針4	魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	4-1 通りに面して植栽、展示などができる空間や歩行者が立ち止まって一休みできる空間を設ける	●	
方針5	駅前通を連続的にぎわいを感じられる街並みとする	5-1 建物低層部にまちのにぎわいを創出する機能を配置する	●	
		5-2 建物低層部のデザインやウインドウ・ディスプレイなどにより街並みに魅力的な表情を持たせる	●	
方針6	駅前通の街並みに統一性、連続性をもたせ軸性を高める	6-1 街並みのスカイラインや壁面位置・意匠などに配慮し駅前通景観軸としての連続性・一体性を維持強化する	●	
方針7	大通公園の環境を守る	7-1 大通公園に十分な日照と空の広がり確保し、通りとしての連続性に配慮した建築形態とする	●	
方針8	沿道と大通公園の結びつきを強める	8-1 公園における様々な活動をより豊かにするための機能を沿道に設ける	●	
		8-2 公園への眺望を活かした機能や空間を沿道に設ける	●	
		8-3 公園に対応するオープンスペースや緑を沿道に広げる	●	

まちづくりガイドライン

方針 1 都市の中心を表現する広場空間をつくる

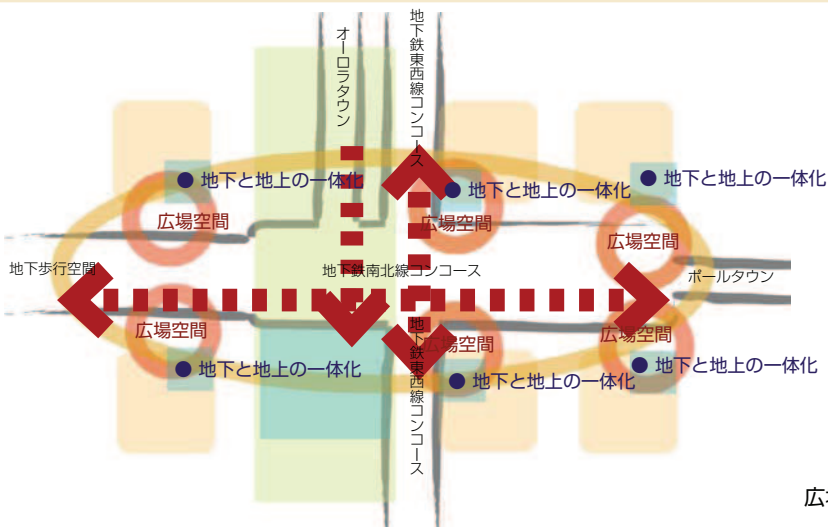
1-1 地下鉄大通駅を中心に周辺建物地下部と一体となる広場空間をつくる

地下

まちづくりガイドライン

① 地下歩行空間、駅コンコースと建物地下階とを広幅員で接続する

大通と駅前通の交差部の地下においても、様々な人々が出会いにぎわいを生む広場空間をつくるためには、駅施設としての機能も考慮しながら、地下歩行空間や駅コンコースと建物地下階とを広幅員で接続し、建物の中の多様な機能が公共空間に表れるようにすることが求められます。



広場空間の構成イメージ

② 広場空間での活動を豊かにするため、地下階に市民が気軽にアクセスできる機能を配置する

広場空間での活動を豊かにするために、広場空間に面した地下階では、広場空間との人の出入りが活発に行われたり、人を引きつける魅力ある空間があるなど、市民が気軽にアクセスできる機能が配置されている事が求められます。



(シンガポール)

都市景観形成基準 (札幌市都市景観条例第 13 条に基づく)

該当基準無し

1-2 地上・地下の一体性を表現するシンボリックな広場空間をつくる

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 地上と地下を結びつける空間、装置を設置するよう努める

広場空間は地上と地下のにぎわいを一体化させるものとなることが大切です。そのためには、アトリウム広場、サンクンガーデン、吹き抜けなど、地上と地下を結びつける空間を設けたり、地下歩行空間から地上の公園などにアクセスするのに使いやすい位置に、階段、エレベーター、エスカレーターなど地上と地下を結びつける装置を設ける事が求められます。



地上と地下をつなぐ
サンクンガーデンとカフェテラス (博多)



地上と地下をつなぐ
光庭と階段 (シンガポール)

都市景観形成基準 (札幌市都市景観条例第13条に基づく)

該当基準無し

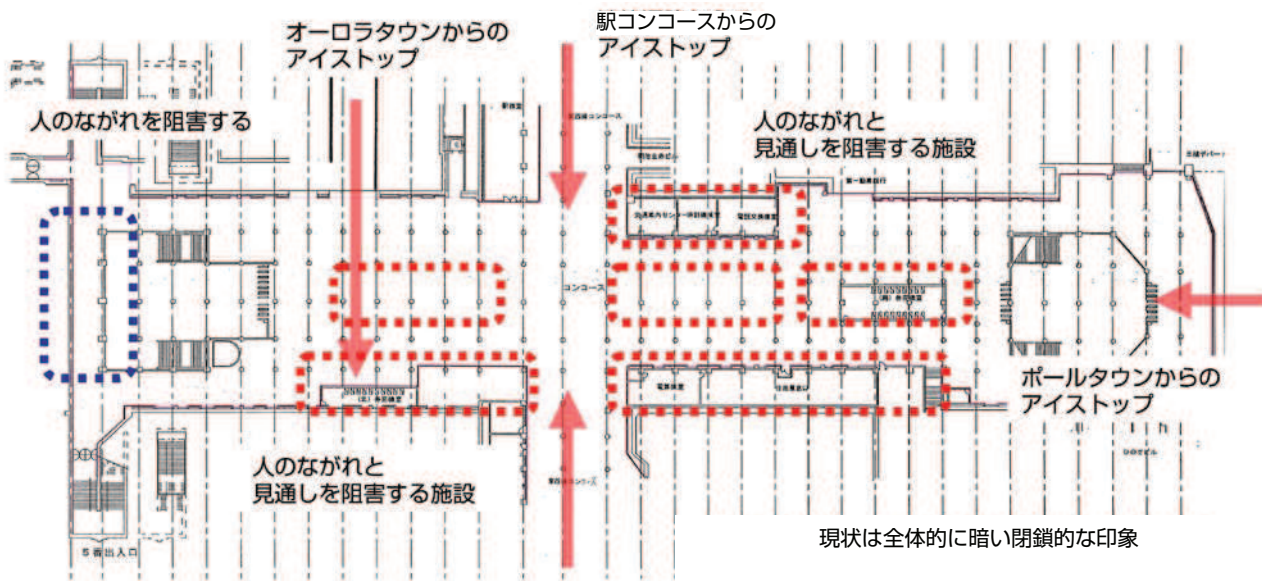
1-3 広場空間で多様なアクティビティが可能になる仕組みをつくる

地下

まちづくりガイドライン

① 地下鉄駅コンコースの設置物の移設による見通しを確保する

現在の地下鉄駅コンコースは、東西南北の動線上に券売機やショーケースなどが点在しています。広場空間としてイベントなど多様なアクティビティが可能になるためには、地下鉄利用者の動線を確保しながら、それらの設置物の移設による見通しの確保が求められます。



② 休憩、待ち合わせなどができる空間を確保するよう努める

広場空間が様々な出会いと交流の場になるためには、休憩や待ち合わせなどができる空間を確保する事が求められます。



パセオの滞留スペース

③ オープンスペースにおける多様な活動や美しいまちなみづくりのためのしつらえをするよう努める

広場空間ににぎわいを生み、魅力的なものにしていくには、イベント時に舞台となるような場づくりや、移動式ワゴンなどの設置が可能なスペースの確保など、多様な活動をサポートするしつらえや、オープンスペースを美しく演出する照明や、緑化などにも配慮する事が求められます。



移動式ワゴンによるにぎわいの演出
(博多キャナルシティ)

④ イベントなど地区としての空間活用のプログラムを構築するよう努める

広場空間を魅力的なものにしていくためには、様々なイベントの開催などによる空間活用をおこなうことが大切で、そのためのプログラムを構築する事が求められます。

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

方針2 都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする

2-1 歩行者が滞留できる空間や辻の空間を楽しめる場を設ける

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 屋内または屋外の小広場を配置するよう努める

歩行者が滞留できる空間や、辻の空間を楽しめる場として、屋内または屋外の小広場を配置する事が求められます。



歩行者が滞留できる空間
(東京 丸の内)

② 通りの眺望を楽しめる場を設置するよう努める

小広場以外でも、カフェや待ち合いスペースなどの通りを行き交う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける事が求められます。



街に開かれた待ち合いスペース
(東京 丸の内)

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① オープンスペースは、歩道と一体的に利用できる形態となるよう努めるとともに、隣接する空地との連続化を図り、開放的なつくりとする

2-2 建物の外観や空間の演出により質の高いデザインの印象的な街角をつくる 地上

まちづくりガイドライン

① 各建物が共有する要素を設定するよう努める

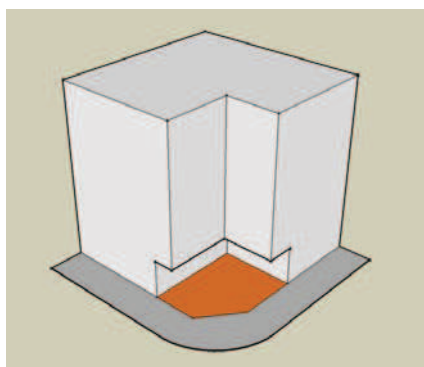
建物の外観デザインも、それぞれの個性を尊重しながら、共有する要素を設定することによってクロスポイントの印象を高める事が求められます。



相互に共通性のあるデザイン要素で場の印象を強めている
(シカゴトリビューン界わい シカゴ)

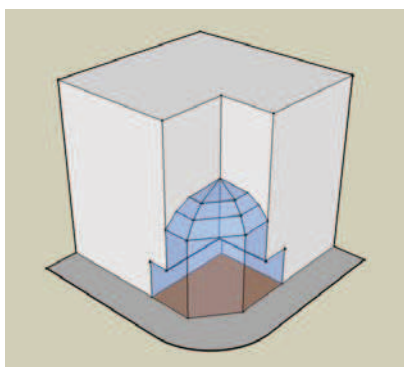
② 隅切り部の外観デザインに正面性を持たせる

札幌の都市形成を振り返ると、隅を意識したデザインの建物が、碁盤目状に分割された均質な街に場所性を与えていたことがうかがえます。都心を代表するクロスポイントとして印象的な街角をつくるために、建物は隅切り部の外観デザインに正面性を持たせる事が求められます。



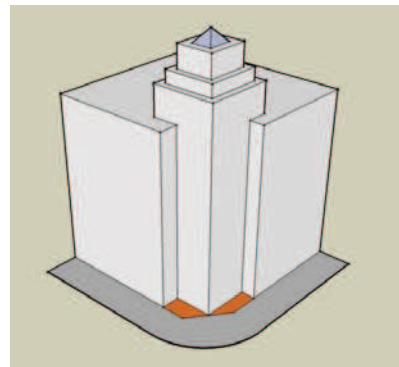
1) 辻広場型

建物のデザインによらず、辻にまとまったオープンスペースを確保して人だまりをつくることで印象づける。



2) アトリウム、ピロティ広場型

内部化あるいは半内部化されたオープンスペースを確保する。



3) 隅シンボルデザイン型

辻を印象づける隅のデザインとして伝統的な手法。隅にシンボリックなデザインの塔を配す。

辻を印象づける隅のデザインタイプ

③ 地下歩行空間や広場から各建物への導入サインの設置基準を設ける

地下歩行空間や広場から各建物へアクセスしやすいように、分かりやすい導入サインの設置が必要で、そのためには共通した設置基準の設定が求められます。

④ イベントなど地区としての空間活用のプログラムを構築するよう努める

クロスポイントの印象を高めるためには、小広場や公園、通りにおいて様々なイベントの開催などによる空間活用をおこなうことが大切で、そのためのプログラムを構築する事が求められます。

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図り、敷地の有効利用に努める
- ② 角地に建設する建築物は、街のランドマークとなるよう配慮する

まちづくりガイドライン

① 統一的な置物の緑を設置するよう努める

季節の変化に応じて、通りの一体性をつくるための演出ためには、街路樹などの緑を補完し、歩行者の目線を楽しませる大型プランターなどの統一的な置物の緑を設置する事が求められます。



デザインされたプランターで通りを演出
(1番街商店街)

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側敷地やオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物との調和を図る
- ② 四季折々の夜間景観を演出するよう努める

方針3 多様な活動を可能にする機能を集積する

3-1 豊かな時間を過ごすことのできるよう滞留や交流機能を導入する

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 都市文化を育む文化、情報、滞留などの機能を導入するよう努める

都心の魅力を高めるためには、訪れた人々が豊かな時間を過ごせる都市文化を育む事が大切です。そのためには、文化、情報、滞留などの機能を導入する事が求められます。



情報、交流の拠点としてビジネス街に新しいライフスタイルをもたらした「丸の内カフェ」

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

3-2 ふさわしくない機能を抑制する

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 風俗営業施設、住宅などの大通交流拠点に好ましくない機能の立地を抑制する

多様な活動を可能にする機能を集積する一方、都心の品格を高めるための風俗営業施設の立地抑制や、積極的ににぎわいや文化の育成に力を入れるための住宅機能の立地抑制が求められます。

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

方針4 魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する

4-1 通りに面して植栽、展示などができる空間や歩行者が立ち止まって一休みできる空間を設ける

地上

まちづくりガイドライン

- ① 駅前通に面する1階部分(軒高4m以下)は2m以上、大通に面しては1階部分(軒高4m以下)は3m以上、それぞれ道路境界からセットバックするか、またはこれと同等以上の面積の空地を確保する

建物の通りに面する1階部分をセットバックして、植栽や展示などができる空間や、歩行者が立ち止まって一休みできる空間を設ける事が求められます。セットバックの値は、駅前通に面しては植栽や展示、休憩装置の設置を考慮して2m、大通に面してはさらに公園との一体的なオープンスペースの形成を考慮して3mとします。セットバックは建物間口いっぱいには設ける必要は無く、同等以上の面積の空地が確保されていれば良い事とします。



セットバック空間の小広場と、それに面するカフェの組み合わせ(表参道)

都市景観形成基準(札幌市都市景観条例第13条に基づく)

(札幌駅前通北街区地区では)

- ① 建築物の圧迫感を軽減し、緑化修景を図るため、道路境界と建築物の壁面との間に空地を設け、ゆとりのあるオープンスペースを確保することを原則とする

(大通地区では)

- ① 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める
- ② 壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は3メートル以上とする

方針5 駅前通を連続的ににぎわいを感じられる街並みとする

5-1 建物低層部にまちのにぎわいを創出する機能を配置する

地上

まちづくりガイドライン

- ① 駅前通に面する1階部分の間口(出入口等の共用部分以外)の過半に、市民が気軽にアクセスできる機能を配置する

駅前通は、商業機能と業務機能が混在しているところに多様性が生まれていますが、通りとして連続的ににぎわいを感じられるようにするためには、建物の1階部分に積極的に商業機能や、業務機能でも市民が気軽にアクセスできる機能を配置する事が求められます。



業務ビルの1階に積極的に商業機能を導入する事で再生した丸の内



業務ビルの1階に商業機能を導入(札幌駅前通)

都市景観形成基準(札幌市都市景観条例第13条に基づく)

- ① 低層階にはショーウィンドー・カフェテラス等のサービス施設を設けるなど、休日や夜間でも歩行者が楽しさとうるおいを感じられる魅力的な街並みをつくるよう努める
- ② ギャラリーなどの展示施設は低層階に設け、文化・芸術などに歩行者がふれられるよう努める。
- ③ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、札幌駅前通に面して設置しない

まちづくりガイドライン

- ① 建物低層部のうち、特に歩行者の視界を印象づける1～2層部分の壁面のデザインに配慮するよう努める

駅前通の街並みに魅力的な表情を持たせていくためには、建物低層部のうち、特に歩行者の視界を印象づける1～2階部分の壁面のデザインに配慮する事が求められます。それら建物の基壇部のスケールやデザインに共通性を持たせる事によって、通りの連続性を強く感じさせることができますし、積極的にウインドウ・ディスプレイをおこなうことによって通りを歩く楽しさを与える事ができます。



基壇部が連続する街並み（札幌駅前通）



夜間のウインドーディスプレイにも配慮（丸の内）

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 札幌駅前通に面した低層階の外部建具類は、街並みに開放感とうるおいを与えるよう、色彩・デザイン等に配慮する。特にシャッターは、グリルシャッターを使用するよう努める

方針6 駅前通の街並みに統一性、連続性をもたせ軸性を高める

6-1 街並みのスカイラインや壁面位置・意匠などに配慮し駅前通景観軸としての連続性・一体性を維持強化する

地上

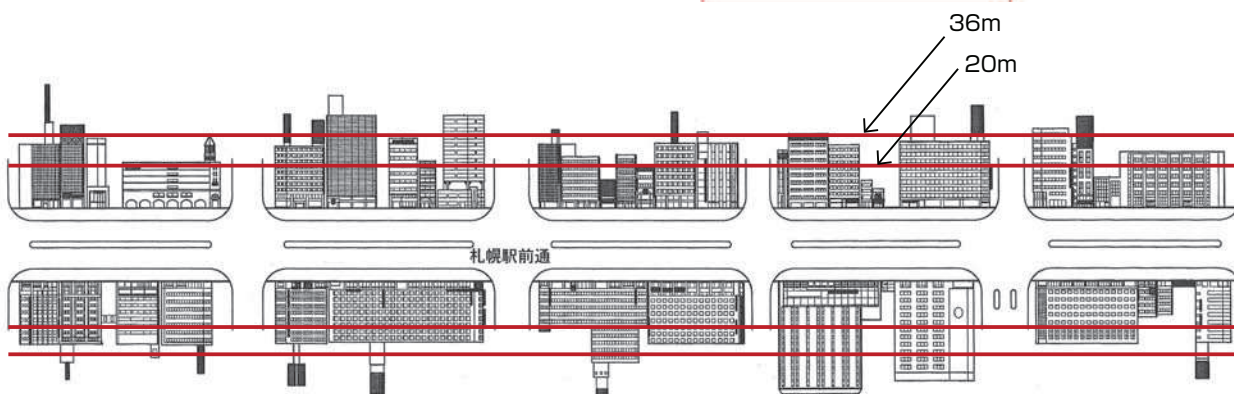
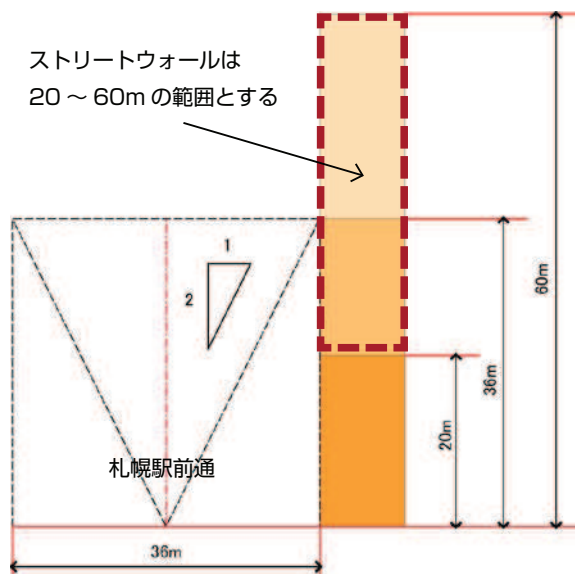
まちづくりガイドライン

- ① 駅前通に面してストリートウォールを形成することとし、その高さは20～60mとする

駅前通は、JR札幌駅から中島公園に至る約2kmの長さの都市軸として特徴のある街並みとなっています。特に沿道の建物の高さが、ほぼ道幅に近いスケールで揃っており、風格を感じさせる街並みの壁面（ストリートウォール）を形成しています。このことにより、街並みのスカイラインが揃ってビスタ（通景）がきいた通りとしての特徴をつくりだしています。これらのことから通りに面した部分の建物の高さは、現在の沿道の建物のスケールや、将来的な土地利用の高度化のニーズなどを踏まえ、一定の範囲におさめる事が求められます。大通交流拠点では、大通公園側との整合もふまえ20～60mの範囲とします。



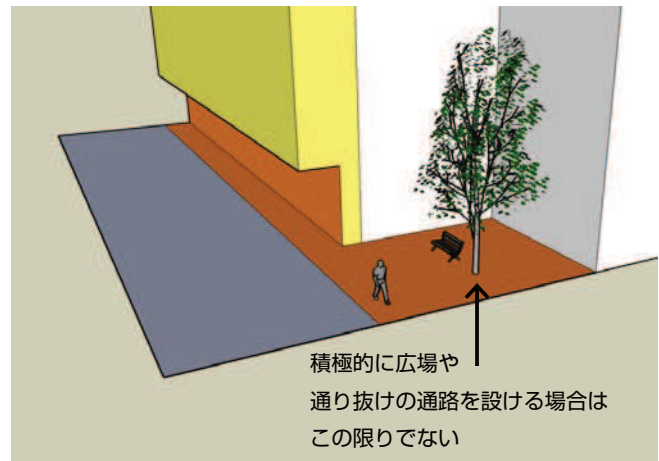
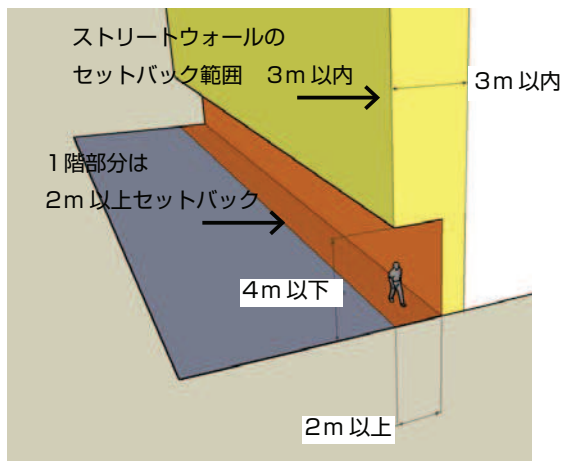
比較的街並みのスカイラインが揃ってビスタ（通景）のきいた札幌駅前通



ストリートウォールの高さを20～60mとするのは、大通交流拠点についてであり、札幌駅前通全体のストリートウォールの高さを示すものではありません

- ② 積極的に広場や通路を設ける場合を除き、ストリートウォールは道路境界から3m以上セットバックしない。

ストリートウォールの連続性を保つためには、壁面線の位置がある程度揃っている事が大切になります。そのため、1～2階部分を除き、壁面位置を道路境界から3m以上セットバックしない事が求められます。ただし、積極的に広場や通り抜けの通路を設ける場合は、この限りではありません。

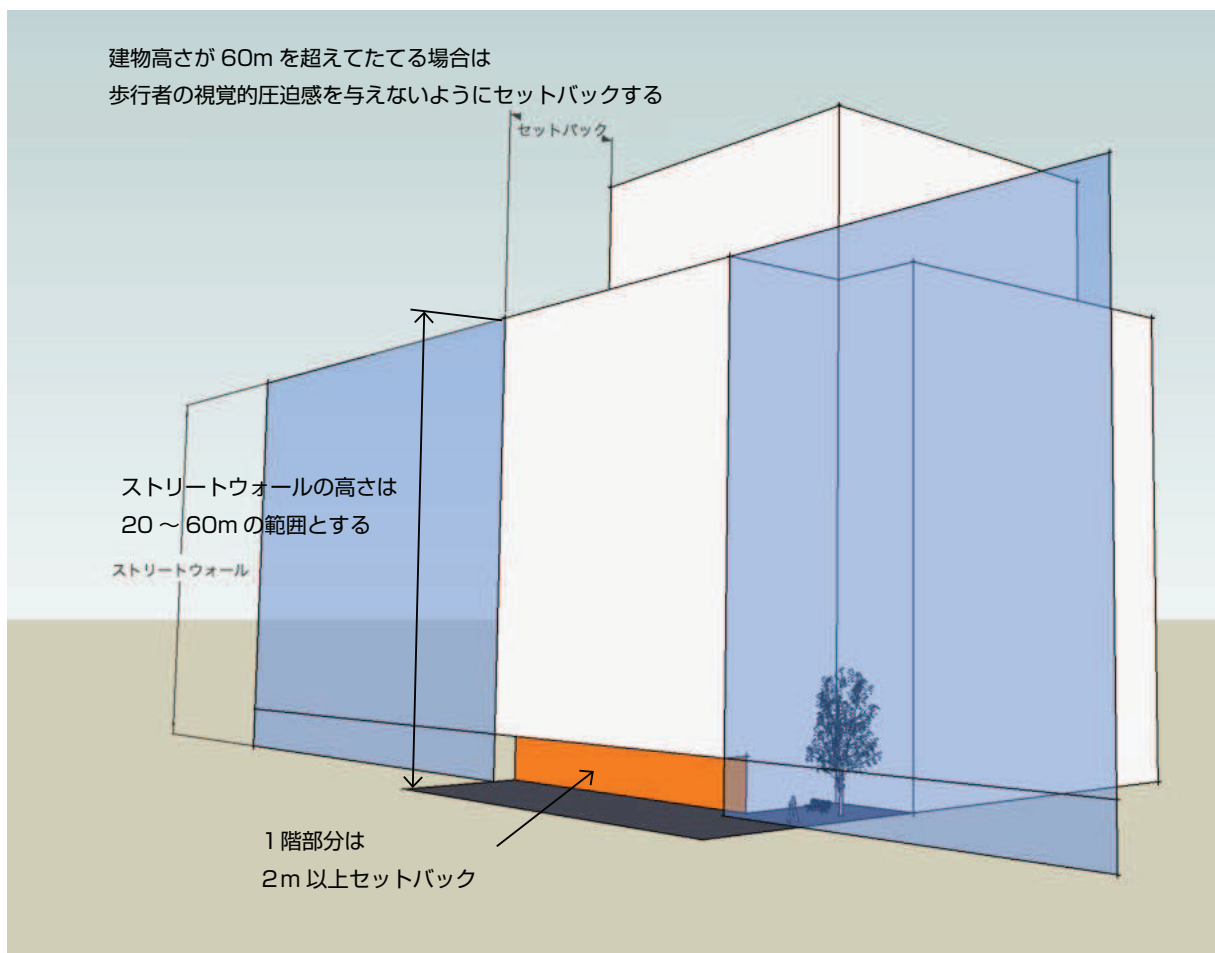


- ③ 積極的に広場や通路を設ける場合を除き、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上とし、隣地建物との間に隙間を作らない

ストリートウォールの連続性を保つためには、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上ある事が求められます。また、隣地建物との間に隙間を作らない事も求められます。ただし、積極的に広場や通り抜けの通路を設ける場合は、この限りではありません。

④ 建物高さが60mを超える部分は、歩道上から見た時に圧迫感を感じさせないようにストリートウォールからセットバックする

建物高さが60mを超えて建てる場合は、ストリートウォールの存在を際立たせる事と、駅前通の歩道上を歩く歩行者にとって視覚的に圧迫感を与えないようにするために、ストリートウォールからセットバックする事が求められます。特にストリートウォールの高さが低い場合は、歩道上から見てそれを越える部分の建物の視覚的影響が大きくなる事から、後退距離を大きくする事が求められます。



都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 隣接する建築物の配置に合わせるなど、空地や空間が連続するよう配慮する
- ② 隣り合う建築物との間に狭い空間（すき間）が生じた場合には、そで壁等で目かくしをするなど、すき間が目立たないように工夫する
- ③ （外壁の色彩は）落ち着いたある色調とし、周辺の建築物等との調和を図る
- ④ オープンスペースに面した壁・柱等や道路から直接見える壁面などは、景観に配慮した色彩とする

方針 7 大通公園の環境を守る

7-1 大通公園に十分な日照と空の広がり確保し、通りとしての連続性に配慮した建築形態とする

地上

まちづくりガイドライン

- ① 大通に面する建物はストリートウォールを形成し、その高さは 20 ~ 60m とする

大通公園は、札幌のシンボルとなるオープンスペースです。沿道の建物の高さがほぼ揃っており、街並みの壁面（ストリートウォール）を形成しています。このストリートウォールの高さが、通りの幅に対しておよそ 1/3 のスケールにおさまっていることから、空の広がりを感じさせる大通公園の特徴をつくりだしています。これらのことから通りに面した部分の建物の高さは、現在の沿道の建物のスケールや、将来的な土地利用の高度化のニーズなどを踏まえ、20 ~ 60m の範囲とする事が求められます。

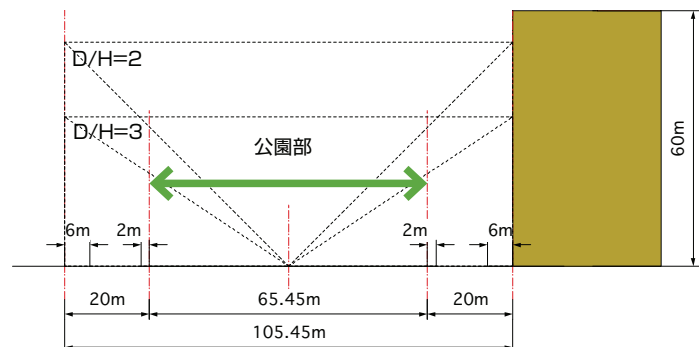


空の広がりを感じさせる
大通公園



比較的に壁面のそろった
大通の街並み

D/H=2 ~ 3 が視覚的広がりを感じさせる
(D: 街路幅員、H: 沿道の建物高さ)

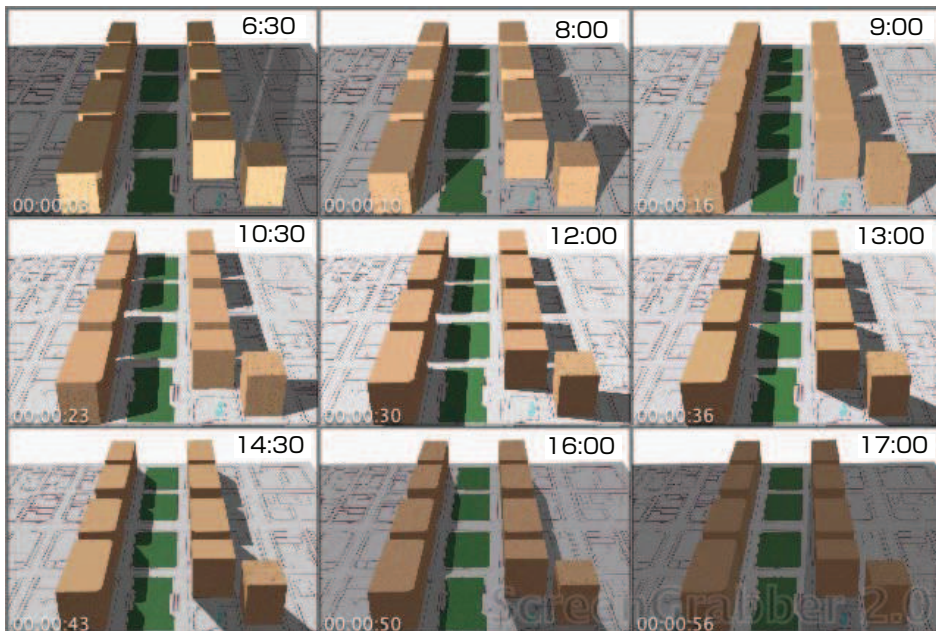


- ② 積極的に広場や通路を設ける場合を除き、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上とし、隣地建物との間に隙間を作らない

ストリートウォールの連続性を保つためには、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上ある事が求められます。また、隣地建物との間に隙間を作らない事も求められます。ただし、積極的に広場や通り抜けの通路を設ける場合は、この限りではありません。

- ③ 建物高さが60mを超える部分は、大通公園から見た時に圧迫感を感じさせないようにストリートウォールからセットバックする

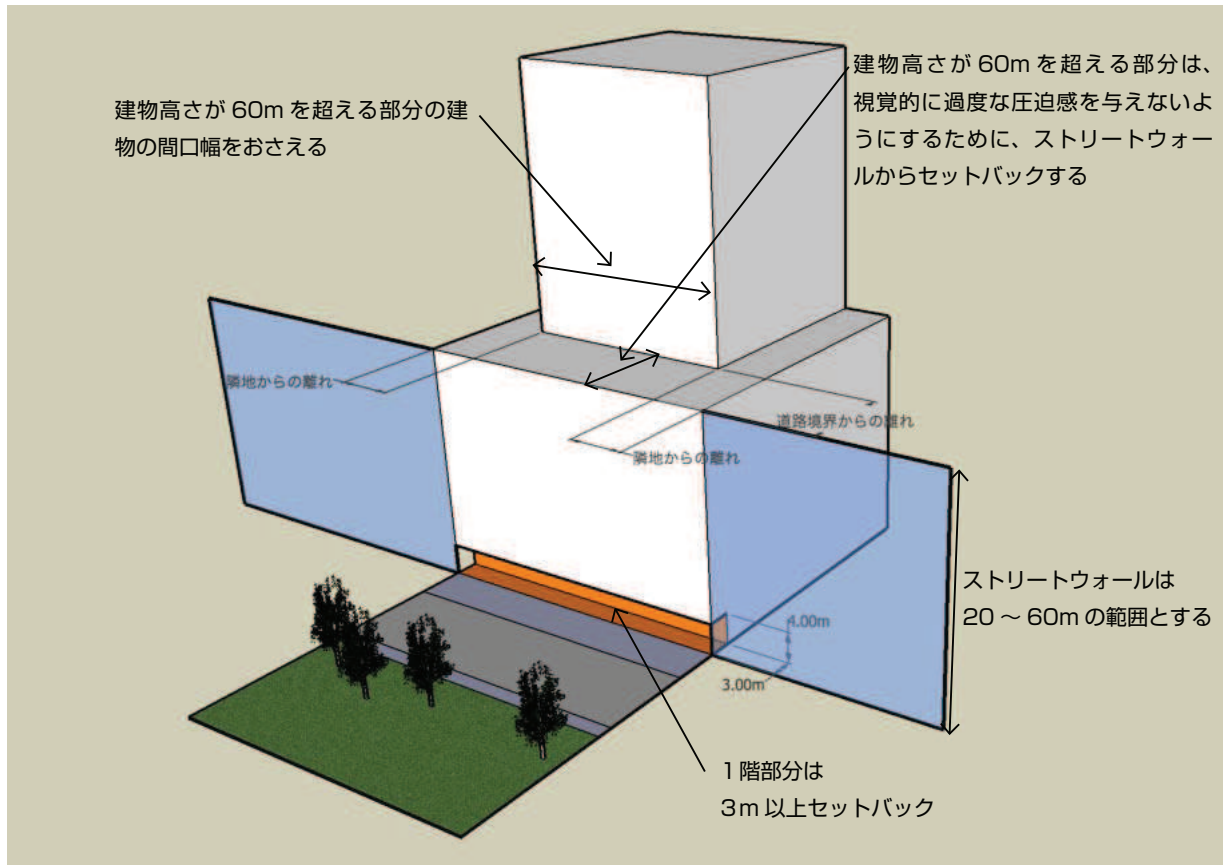
建物高さが60mを超えて建てる場合は、大通公園への日照を一定程度確保するとともに、公園で憩う人々に対して視覚的に過度な圧迫感を与えないようにするために、ストリートウォールからセットバックする事が求められます。



建物高さを60mにした場合の影の軌跡(春秋分時)
60mを超える建物の場合では、正午で公園のおよそ半分以上が影になる

④ 建物高さが60mを超える部分の間口幅をおさえ、高層部の街並みに適度な隙間を与えるようにする

大通公園で憩う人々に対して視覚的に圧迫感を軽減し、公園への日照を確保するためにも、建物高さが60mを超える部分の建物の間口幅をおさえ、高層部の街並みに適度な隙間を与える事が求められます。



都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ①（外壁の色彩は）公園や周辺の建築物等との調和を図る
- ②（外壁の色彩は）あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする
- ③（外壁の材質は）汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。
- ④（外壁の材質は）道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
- ⑤ シャッターを配置する場合には、ショーウィンドーの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める

方針 8 沿道と大通公園の結びつきを強める

8-1 公園における様々な活動をより豊かにするための機能を沿道に設ける

地上

まちづくりガイドライン

該当するガイドライン無し

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 1階部分には、ショーウィンドー・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する
- ② 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない

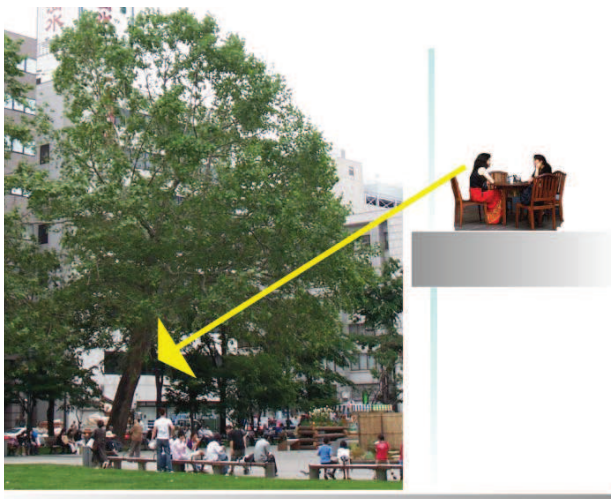
8-2 公園への眺望を活かした機能や空間を沿道に設ける

地上

まちづくりガイドライン

- ① 大通公園に面する建物部分では、大通公園への眺望を活かしたしつらえとするよう努める

大通公園に面する建物部分では2階などの上部にも、カフェや待ち合いスペースなど、公園の緑や憩う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける事が求められます。



建物の2階などから公園の緑や憩う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける



店舗の2階に設けられた通りを見下ろせる滞留スペース（札幌駅南口）

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

8-3 公園に対応するオープンスペースや緑を沿道に広げる

地上

まちづくりガイドライン

該当するガイドライン無し

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なつくりとなるよう努める
- ② フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める

都市景観形成方針・基準

札幌市都市景観条例第13条に基づき、次のとおり都市景観形成方針・基準を定めます。

都市景観形成方針

札幌駅前通北街区地区は、本市の玄関口であるJR札幌駅に接する都心部のメインストリートであり、“国際都市さつぽろ”を代表するにふさわしい、快適でにぎわいのある街並みの形成を図るため、次の基本目標を定める。

- 1 文化・芸術のかおり高い、洗練された街並み
- 2 四季の彩りにあふれた、ゆとりのある街並み
- 3 都市形成の歴史性を活かした、風格のある街並み
- 4 市民の創意と工夫に満ちた、魅力的な街並み

都市景観形成基準

建築物	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の圧迫感を軽減し、緑化修景を図るため、道路境界と建築物の壁面との間に空地を設け、ゆとりのあるオープンスペースを確保することを原則とする。 2 隣接する建築物の配置に合わせるなど、空地や空間が連続するよう配慮する。 3 敷地内では、歩行者と車が交差しないよう、動線の分離を図る。 4 隣り合う建築物との間に狭い空間（すき間）が生じた場合には、そで壁等で目かくしを行うなど、すき間が目立たないよう工夫する。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図り、敷地の有効利用に努める。
	形態	<ol style="list-style-type: none"> 1 低層階にはショーウィンドー・カフェテラス等のサービス施設を設け、休日や夜間でも歩行者が楽しさとうるおいを感じられる魅力的な街並みをつくるよう努める。 2 ギャラリーなどの展示施設は低層階に設け、文化・芸術などに歩行者がふれられるよう努める。 3 駅前通に面した低層階の外部建具類は、街並みに開放感とうるおいを与えるよう、色彩・デザイン等に配慮する。特にシャッターは、グリルシャッターを使用するよう努める。 4 角地に建設する建築物は、街のランドマークとなるよう配慮する。 5 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、駅前通に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 落ち着いた色調とし、周辺の建築物等との調和を図る。 2 オープンスペースに面した壁・柱等や道路から直接見える壁面などは、景観に配慮した色彩とする。
	塔屋上設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 塔屋・屋上設備等は、原則として道路から直接見えない位置に配置する。 2 道路から見える位置にやむを得ず配置する屋上設備や外部に露出する付帯設備等は、壁面と調和した色彩や目かくし等を施し、目立たないよう努める。
附属建築物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物に附属する倉庫・電気室・ごみ集積場等は、建築物本体との一体化を図り、位置・形態・色彩などを工夫し、緑化修景に配慮する。また、ごみ集積場は、防災及び衛生上、環境を損なわないよう特に配慮する。 	
建築物・屋外広告物以外の工作物	外構	<ol style="list-style-type: none"> 1 オープンスペースは、歩道と一体的に利用できる形態となるよう努めるとともに、隣接する空地との連続化を図り、開放的なつくりとする。 2 敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側の敷地やオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物との調和を図る。 3 フェンス等の工作物は、道路境界から後退させるとともに、景観の向上に寄与するよう、その位置・形態・色彩等に配慮する。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1 車の出入口は、歩行者の安全に配慮するとともに、やむを得ない場合を除き、駅前通に面して設置しない。 2 敷地内には、荷物の搬出入用の空地等を設けるよう配慮する。 3 立体駐車場は、周辺の景観に調和した形態とし、その位置や色彩等は、建築物の基準に準じるものとする。また、パーキングマーク等の表示広告は、規模・色彩・デザイン等に十分配慮する。 4 屋外及び立体駐車場は、その周囲の緑化修景に努める。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機等は、駅前通に面して設置しないよう努める。
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物と一体的にデザインする。 2 良好な景観を損なわないよう、位置・規模・形態等に十分配慮する。 3 建築物と調和した色調とする。 4 集約し、必要最小限の数・面積になるよう努める。
屋外広告物	屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物とのバランスがとれた規模とする。 2 支柱など、下地となる骨組みは、道路から見えないよう工夫する。ただし、デザイン的な要素をもつものを除く。
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物との調和を図り、景観の向上に寄与する規模・形態・デザインとする。 2 広告やポスター等は、窓面に掲出しない。ただし、ショーウィンドーや掲示スペースとして計画的に確保されているものなどで、良好な景観を損なわないものを除く。
	突出広告物地上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 デザイン等に配慮し、集合広告にするなど、敷地内にまとめて表示するよう努める。 2 突出広告物は、原則として道路に突出しない。 3 地上広告物は、空間の開放性や連続性を妨げないよう配置するとともに、色彩やデザイン等にも配慮する。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 四季折々の夜間景観を演出するよう努める。
仮設物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮囲い等の工所用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全を考慮するとともに、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 	

都市景観形成方針・基準

札幌市都市景観条例第13条に基づき、次のとおり都市景観形成方針・基準を定めます。

都市景観形成方針

大通地区は、みどり豊かな都心のオアシス空間であり、その景観を市民共有の貴重な財産として次世代に継承するとともに、“国際都市さっぽろ”を代表するにふさわしい、風格とうるおいのある街並みの形成を図るため、次の基本目標を定める。

- 1 みどりにあふれた、連続性のある街並み
- 2 四季の彩りを活かした、美しい街並み
- 3 都市形成の歴史と遺産を活かした、文化性豊かな街並み
- 4 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み

都市景観形成基準

建築物	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分には、歩道と一体感をもったデザインや緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 2 壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。
	形態	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階部分には、ショーウィンドー・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 2 シャッターを配置する場合には、ショーウィンドーの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 3 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園や周辺の建築物等との調和を図る。 2 あたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。
	外壁の材質	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 2 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
	塔屋 屋上設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 2 道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。
	建築物・ 屋外広告物 以外の工作物	外構
駐 車 場		<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 2 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
そ の 他		<ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。
屋外広告物	共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、ビル等の名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 2 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 3 色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。
	屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、建築物1棟につき1か所とする。 2 建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 2 窓面広告物は、ショーウィンドー内を除き、原則として表示しない。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 2 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、単調となる色を統一するよう努める。

